明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○検察官の職務を行う弁護士に給すべき手当の額を定める政令の一部を改正する政令（四〇三）　二

○石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（四〇四）　四

○検疫法施行令の一部を改正する政令（四〇五）　四

○国民年金法施行令の一部を改正する政令（四〇六）　四

〔省　令〕

○戸籍法施行規則等の一部を改正する省令（**法務**五一）　五

〔告　示〕

○石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定の一部を改正する件（**総務・経済産業**四）　六

○除籍の一部が滅失した件（**法務**六〇一）　六

○返納を命じた旅券を無効とする件（**外務**四二三）　六

○検疫法施行令第四条に基づき、調査を行う区域のうちの陸域の地域を定める等の件の一部を改正する件（**厚生労働**四六〇）　六

○障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による在宅就業支援団体の代表者の氏名を変更した件（**同**四六一）　九

○保安林の指定施業要件を変更する件（**農林水産**二六〇九～二六二五）　九

○船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件（**国土交通**一一七〇）　九

〔官庁報告〕

労　働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　九

最低賃金の改正決定に関する公示（和歌山労働局最低賃金公示三）　九

〔公　告〕

諸事項

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三〇

特殊法人等

厚生年金基金解散・清算人就任関係　三一

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇検察官の職務を行う弁護士に給すべき手当の額を定める政令の一部を改正する政令（政令第四〇三号）（法務省）

1　刑事訴訟法第二六八条第一項又は検察審査会法第四一条の九第一項若しくは第四一条の一第二項の指定を受けた弁護士に給すべき手当の額を、公訴を維持すべき事件の審級ごとに、五〇万円以上三一五万円以下（上訴審及びその後の審級については、一九万円以上三一五万円以下）とし、一審級の中途において指定を受けた者又は一審級の中途において職務を行わないこととなった者に給すべき当該審級に関する手当の額は、三一五万円以下とすることとした。（第一条関係）

2　この政令は、平成二八年一月一日から施行することとした。

◇石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（政令第四〇四号）（総務省）

1　別表に掲げる地区ごとの区域の表示について所要の改正を行うこととした。（本則関係）

2　石油コンビナート等特別防災区域のうち、久里浜地区及び唐津地区についてその指定を解除するとともに、和歌山北部臨海南部地区について区域の縮小を行うこととした。（別表関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇検疫法施行令の一部を改正する政令（政令第四〇五号）（厚生労働省）

1　外国へ行こうとする者等の求めに応じて検疫所長が実施する予防接種のうち、急性灰白髄炎にかかる手数料を改正することとした。（別表第二の二関係）

2　各検疫港及び検疫空港において検疫所長が調査及び衛生措置を行うことのできる水域及び陸域について改正することとした。（別表第三関係）

3　この政令は、平成二七年一二月一〇日から施行することとした。

◇国民年金法施行令の一部を改正する政令（政令第四〇六号）（厚生労働省）

1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三号に掲げる規定の施行の日（平成二八年一月一日）から施行することとした。